



2022年2月22日

各位

会社名 ロードスターキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩野 達志
(コード番号：3482 東証マザーズ)
問合わせ先 取締役最高財務責任者 川畑 拓也
(TEL. 03-6630-6690)

譲渡制限株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年3月30日開催予定の第10回定時株主総会(以下、「本株主総会」)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会決議は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえた上で行ってまいります。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2019年3月28日開催の第7回定時株主総会において、報酬総額(金銭報酬として年100百万円に前事業年度における連結税金等調整前当期純利益の5パーセント相当額を加算した金額)の範囲内とすることをご承認頂いておりますが、本株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に

係る報酬を支給することといたし、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 100 百万円未満とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、原則として指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年 60 千株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は、株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。)とし、その 1 株当たりの払込金額は本制度に基づく普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

- ① 対象取締役は、当社の取締役会が予め定める地位に該当しなくなる日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること。

以上